

判決年月日	平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 2 7 0 号		
○ 拒絶査定不服審判において中断事由（共同審判請求人の一人に対する破産手続開始決定）を看過してされた審決に対して，原告の一人として破産管財人ではなく破産会社を表示して提起された審決取消訴訟が，不適法でその不備を補正することができないものとして，口頭弁論を経ずに却下された事例			

（関連条文） 特許法 1 3 2 条 4 項，破産法 4 6 条，4 4 条 1 項，民事訴訟法 1 4 0 条

「株式会社 A が破産手続開始決定を受けたことにより審判手続は当然に中断し（破産法 4 6 条，4 4 条 1 項），また，同社と原告株式会社 B は共同して拒絶査定不服審判請求を行ったのであるから，共同審判請求人の一人である株式会社 A について生じた中断は，請求人全員についてその効力を生じている（特許法 1 3 2 条 4 項）。そうすると，本件審判手続の審理を担当する審判官は，同社と原告株式会社 B の両社について審判手続が中断したまま審決をしたものであるから，本件審決は，重大かつ明白な瑕疵があるものとして無効ということになる。

無効な審決であっても，審決が成立し，送達された外観が形成されている以上，これを排除するため，審決の取消訴訟提起が可能な場合もあり得るが，その場合であっても，株式会社 A の財産に関する管理処分権を有しているのは破産管財人であるから，破産管財人が株式会社 B と共同で審決取消訴訟を提起すべきである。

しかるに，本件訴訟は，原告の一人として，破産管財人ではなく管理処分権を有しない破産会社である株式会社 A の前代表取締役を代表者とし，当然のことながらその訴訟代理人になり得ない弁理士 3 名を訴訟代理人と表示して提起されたものであるから，全体として不適法であり，その不備を補正することができないものである。

よって，口頭弁論を経ないで本件訴えを却下することとする。

「なお，特許庁審判官は，審理終結後であったとしても，破産管財人に審判手続を受継させて本件審決を破産管財人に送達するか，又は本件審決が無効であることを前提にして，破産管財人に審判手続の受継をさせて，新たな審決をするかを，破産管財人の意向も聴取した上で判断すべきである。」